

業種別指数に係る各構成銘柄の選定方法及び株価指數の算出方法に関する規則

1 各構成銘柄の選定方法

(1) 選定時期

毎年10月1日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）

(2) 選定銘柄の条件

a 每年8月末日において株式会社東京証券取引所の市場第一部銘柄であり、かつ、同取引所に上場後1年を経過している銘柄であること。

b 前aにより選定した銘柄のうち、次の(a)から(c)までに掲げる株価指數の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める業種区分（証券コード協議会の定める区分）に属する銘柄であること。

(a) ハイテク指數

電気機器及び精密機器

(b) フィナンシャル指數

銀行業

(c) コンシューマー指數

小売業及びサービス業

c 前bにより株価指數の区分ごとに選定した銘柄を対象に、次の(a)から(c)までに掲げる株価指數の区分に従い、月次平均時価総額の高い順に当該(a)から(c)までの順位以内にある銘柄であること。

(a) ハイテク指數

第40位

(b) フィナンシャル指數

第25位

(c) コンシューマー指数

第40位

(注) 1 月次平均時価総額とは、毎年8月末日を基準として過去3年間（上場後3年を経過していない銘柄については、上場日からその8月末日までの期間）の各月の末日における各銘柄の時価総額の合計を当該期間に係る月数で除したものとする。

2 本所は必要と認める場合、cの順位を変更することができる。

(3) 選定の特例

次のaからcのいずれかに該当した場合、当該銘柄を除外し、その都度前号cにより選定した銘柄のうち最下位に位置する銘柄の次の順位に位置する銘柄から順に対象銘柄を選定する。

- a 市場第二部銘柄への指定替え、上場廃止、監理銘柄又は整理銘柄（監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号aの(b)、(c)又は(j)に該当する場合を除く。）に割り当てられた場合
- b 証券コード協議会により当該銘柄に係る業種区分が変更された場合
- c a又は前bに準ずる場合

2 株価指数算出方法

(1) 対象とする銘柄

前1の選定方法に従い選定した銘柄

(2) 採用株価

- a 算出時における約定値段。ただし、気配表示の銘柄はその気配値段とする。
- b 当日の約定値段又は気配表示がない場合は、本所が定める値段とする。

(3) 基準時

昭和60年10月1日

(4) 計算方法

計算は、各銘柄ごとに、当該採用株価に上場株式数（優先株を除く。）を乗じ、これを合計した時価総額を基準時の時価総額で除し、10,000円を乗じたもので表す。

(5) 基準時の時価総額の修正

次に掲げる場合等市況の変動によらない時価総額の変動が生じた場合は、基準時の時価総額を速やかに修正する。

- a 対象とする銘柄を変更する場合
- b 本所が必要と認める場合

（注） 基準時の時価総額修正に係る計算式

付 則

この規則は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。